

# 第二章 社会環境と民俗

## 第一節 自治組織

### 社会関係の視点から

私たちはさまざまな集団の中で生きている。集団を結びつける紐帯は居住地域であったり、血縁や婚姻であったり、また年齢や職業であったりもする。個人は複数の集団に属してそれぞれの一員として活動し、仲間と付き合いつつ、個々の生活を営んでいるのである。そこで本章では、富士宮の人々が形成してきた社会組織を通して、暮らしの特徴を描いていく。特に、自治組織・共有財産と共同作業・同族・青年団・講に注目し、市民の社会生活の実態を具体的に紹介したい。

### 猪之頭の自治組織

令和七年（二〇二五）現在、富士宮市の自治会は一二地区に分かれており、その下に一二六の行政区がある。各行政区は数町内会に分かれ、さらに町内会はいくつかの班（もしくは組）で構成されている（図2-1）。例えば、市域北西部に位置する猪之頭区は、上井出地区を構成する七行政区

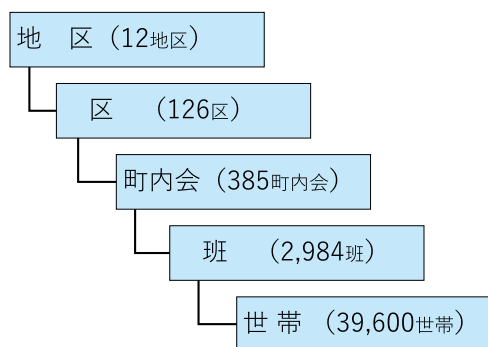
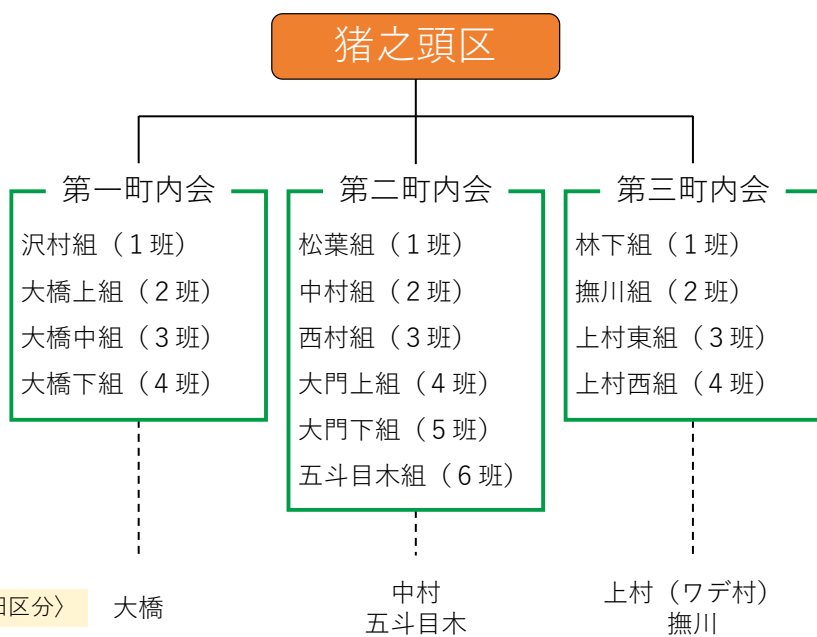


図 2-1 富士宮市自治会構成（令和7年4月1日現在）  
※町内会のない区（粟倉3区・粟倉4区）を含む。

のうちの一つで三つの町内会があり、最小単位としては一四組（班）に分かれている（図2-2）。猪之頭区規約（平成一四年五月二五日施行）第四条には「猪之頭区は、区民相互の連絡、環境の整備、集会施設等共有財産の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。」とあり、その運営を区議会が担う。区長が区議会議長を務め、副区長・会計・書記・町内会長（三人）の七人によって執行部が構成される。これに組長一四人が加わって、毎月第二土曜日に議会を行っている。区議会議員の任期は二年である。

区議会では先に示した目的に応じて地区内のさまざまな課題を吸い上げて協議し、調整や周知を図る。例えば小田貫湿原や猪之頭公園、陣馬の滝など区内にある公共施設・観光施設の草刈りや清掃については、まずその分担を区議会で話し合い、その結果を町内会や消防団、婦人会などの猪之頭区に属する各団体に要望として出している。また、清掃活動に加えて、猪之頭区では防災訓練や祝賀行事、神社の祭礼などが熱心に行われており、これらについても日程調整から実行までを区議会が担う（表2-1）。区が保有する区民館（写真2-1）や共同墓地、猪之頭区財産区名義の山林などの共有財産の运营管理も区議会の役割である。このように猪之頭区は富士宮市の自治会組織の一行政区でありながら、区議会の役割は祭祀面・経済面など多岐にわたっている。

猪之頭区は明治二二年（一八八九）の町村制施行により上井出村に組み込まれた際に区として成立したものと思われるが、それ以前は猪之頭村という独立した村落であった。近世の村落は徴税や戸籍管理などの単位であると同時に、名主を中心とした寄合によって意思決定をする自治組織でもあり、さまざまな活動を村単位で行って



**図 2-2 猪之頭区の組分け**  
猪之頭区規約と聞き取りにより作成。

月 日	内 容	備 考
4月20日（日）	第61回清掃運動	市重点実施日
6月1日（日）	地区清掃（草刈り）	
7月6日（日）	田貫湖導水路ほか草刈り作業	市委託契約作業他
7月27日（日）	地区清掃（草刈り）	
8月15日（金）	慰霊祭（終戦記念日：軍人墓地）	区議会議員全員参加
8月24日（日）	陣馬の滝まつり	禁札神社の祭りも行う
8月31日（日）	総合防災訓練（地域自主防災訓練）	
9月7日（日）	田貫神社祭典	第2町内会長主宰、旧祭日は3月15日
9月15日（月）	三区合同敬老会	三区は猪之頭・麓・根原
11月2日（日）	秋祭り（氏神祭り・七五三祝い）	上村の氏神は伊勢神明宮、上村以外は曾我八幡宮で、両社を同日に行う
11月16日（日）	第46回環自協「ゴミ一掃作戦」	市重点実施日
11月16日（日）	井水神社祭典	旧祭日は11月25日
11月30日（日）	地域自主防災訓練	
12月7日（日）	区民館・青年集会所ほか大掃除	
1月11日（日）	成人式	
1月11日（日）	金毘羅神社祭典	第1町内会長主宰、旧祭日は2月10日
1月11日（日）	どんど焼き	各町内会
1月18日（日）	猪之頭区新年互礼会	

**表 2-1 猪之頭区の年間行事予定（令和7年度）**  
猪之頭区ウェブサイトと聞き取り調査および『皇国地誌』・『富士郡村誌』などにより作成。

いた。猪之頭村の近世の自治についてはつまびらかではないが、さまざまな村落活動が展開されていたと考えられる。近代以降も、例えば大正九年（一九二〇）の「区会決議簿」（猪之頭区所蔵）に、学校や青年集会場の建築・共有林の売却・芝川海苔<sup>のり</sup>や萱<sup>かや</sup>（茅）の入札・流行性感冒の予防・農休みの日程など、区有財産の管理から衛

生指導、行事日程までも区会で決定している様子がみえる。これは現代の区議会の活動にも通じており、旧猪之頭村から続く共同体としての紐帯は、近代、そして現代の猪之頭区にも連綿と受け継がれているものと思われる。

ただし、猪之頭区に限ったことではないが、村落の重要な仕事を担ってきた青年団の活動が下火になるにつれ（本章第四節）、青年団の果たしてきた役割が自治会へと移り、結果的に自治会の負担がかなり大きくなっている現状もある。猪之頭においては、青年団が解散した後、祭りの運営は「祭典青年」が行うようになった。祭典青年は一四の組から各一人が二年任期で担い、本役と前役があった。二七、八歳がカシラだったという。しかし、それが平成初期ごろには各組二人ずつの「祭り委員」として完全に自治会活動の一環となった。当初は三〇代から四〇代の男性が祭り委員になることが多かったが、近年は区民数の減少や高齢化が著しく、それに伴って祭り委



写真 2-1 猪之頭区民館



写真 2-2 猪之頭の青年集会所

員も高齢化したり、ほかの役員との兼務が増えたりしている。区議会では、現状に合わせて行事の実施方法を変更することも検討している。

### 杉田の自治組織

次に市城南東部の杉田の自治組織について見てみよう。杉田は戦国期には杉田郷として成立しており、近世から明治二二年（一八八九）に富士根村の一部となるまで、杉田村という一つの村落であった。現在、富士宮市の自治会組織に連なる行政区としては杉田一区から六区までに分かれており、そのうち五区は一区二町内から、六区は一区三町内から、それぞれ平成三年（一九九一）に新設された区である。そして、これら六つの区、すなわち旧杉田村で構成されるのが杉田地区協議会である。

それまで杉田では、地区で保有する不動産を区内の財産家の名義を借りて登記し、財産管理委員会が運営していた。しかし、平成三年四月の地方自治法の改正によって自治会などの地縁団体が法人として認められるようになると、杉田の六つの区を一つの法人として申請し、平成七年（一九九五）に富士宮市第一号の自治会法人格認可を受け、杉田地区協議会が区有財産の運営を担うようになったのである（杉田区 二〇一〇）。

この時、杉田地区内の子安神社・浅間神社・雲切不動尊の祭祀を担当してきた杉田神社運営委員会については、委員長を地区協議会会長が兼任するかたちで存続することになった。近年は業務を分担し、地区協議会会長と神社運営委員長は別の人が務めるようになっているが、毎年五月に開かれる杉田地区協議会総会での事業報告は連名で行われる（表 2-2）。協議会の財産目録には、区民センターや区有林と共にこれら神仏を祀る建物も記載されており、区民共有

の財産として管理運営されているのである。

また、行政的な役割は六つの区の区長で構成する杉田地区区長会が担い、富士宮市自治会や杉田が属する富士根南地区との連携を図っている。このように杉田では旧村単位で法人となり、財産管理は地区協議会、祭祀は神社運営委員会、行政は区長会というように、地区の仕事を分担して活動している。

月 日	内 容	備 考
4月17日	子安神社春の祭典	神事のみ
5月7日	杉田地区協議会総会	中止し資料配布
6月12日	区有林下草刈り	地区協議会独自の活動 ※1
9月11日	区有林下草刈り	地区協議会独自の活動 ※1
11月3日	子安神社秋の祭典	神事のみ
11月13日	浅間神社秋の祭典	神事のみ
12月31日	浅間神社初詣準備、清掃	年の瀬の初詣は中止
1月1日・2日	浅間神社初詣	縁起物販売、お焚き上げ
1月31日	子安神社冬の祭典	神事のみ
2月18日	子安神社創建 200 年祭打合せ	※2
2月26日	雲切不動尊祭典	祭事のみ
3月19日	子安神社創建 200 年祭打合せ	※2

※1 2日間で延べ120人が参加

※2 令和5年4月16日の子安神社春の祭典は創建200年祭として行われた

表 2-2 杉田の年間行事（令和4年度）

「令和4年度杉田地区協議会、神社運営委員会事業報告」より抜粋。  
 コロナ禍のため行事は一時的に縮小されていた。令和7年度現在、浅間神社の秋の祭典の宵祭りを除き通常開催。

## 内房の自治組織

内房は市域南西部に位置している。近世には内房村として存在し、瓜島・竹ノ下・廻沢・仲・大晦日・山口・野下・山中・塩出・落合・大嵐・相沼・尾崎・峯・橋上の一五集落により成っていた。明治維新を経て入山（現静岡市清水区由比入山）と合同した時期もあるが、明治二四年（一八九二）に再び庵原郡内房村として分離し、昭和三年（一九五六）に芝富村と合併して富原村となるまで独立した村落であった（芝川町 一九七三）。現在は富士宮市自治会の芝川地区に属し、各集落を基本的な単位とした町内会が内房第一区から第四区に分かれているが、旧内房村に相当するこの四つの区で内房地区協議会を構成している（表2-3）。

協議会のメンバーは二六人で、区長四人が協議会の会長（一人）、副会長（二人）、会計（一人）を担う（表2-4）。協議会の活動は、年に三、四回の会合と、九月の敬老会および一月の企業巡視が柱となっている。敬老会は新型コロナウイルス感染症拡大以前には小学校の体育館で祝賀会を催し、子どもの合唱なども行っていたが、現在は祝い金を配るかたちとなった。企業巡視は内房周辺のゴルフ場（二カ所）の農薬使用や工場（五カ所）の排水、また地区内を流れる稲瀬川（写真2-3）上流の静岡市浄水場（清水逢坂污水处理施設）の稼働状況などを監視するものである。協議会役員五人・市役所職員一人・県職員一人で現地を確認するほか、数カ月一度送られてくる報告書でもチェックを行う。企業巡視は内房地区協議会が協力して地区内の安全を守る活動とも言えよう。そのほか年二回ずつの河川清掃や防災訓練も四区が連携して行う。

内房を含む芝川地区では、柚野・稲子、芝富、内房が持ち回りで芝川地区長を担っているが、内房がその当番になると地区協議会幹部である四人の区長から芝川地区長を選出する。協議会会長は四月

に行われる「内房たけのこ・桜まつり」の実行委員長も務めることになっており、協議会は対外的な活動に大きな役割を果たしている。その一方で、協議会は各集落（町内会）で行われる祭祀行事については関与しない。内房の各集落は地理的に独立しており、寺社や祭りも多いためであろうか。

なお、かつては婦人会や老人会・青年団・消防団など、内房地区を単位とするさまざまな下部組織も存在した。婦人会会長を務めた経験のある望月志津子氏（昭和一三年生）によれば、例えば姑が婦人会を抜けると嫁が入るといのように、一軒につき一人の女性が婦人会に加入していた。内房婦人会は環境問題が注目されてきた昭和三〇年代に早くも生ごみを土に戻す運動を始め、昭和五〇年代には

区名	集落名
内房1区	瓜島・山口・野下・行道・竹ノ下
内房2区	仲・大嵐・廻沢・大晦日
内房3区	落合・相沼・塩出（山中を含む）
内房4区	尾崎（峯を含む）・瀬戸島・橋上

表 2-3 内房地区の自治会区分

役職	人数	備考
会長	1	区長4名より選出、任期2年
副会長	2	同上
会計	1	同上
書記	1	事務局
委員	13	町内会長、任期は1年が多い
監事	4	前区長
顧問	2	区長退任者の中から選出
相談役	2	市議会議員

表 2-4 内房地区協議会の組織

ごみの分別収集、平成に入る頃にはエコバッグの配布などにいち早く取り組んだという。平成一五年（二〇〇三）に芝川町連合婦人会が解散したのと同時期に内房婦人会も解散したが、有志で「内房女性の会」を結成し、一時は約七〇人の会員がいたほどに活発に活動していた。アルミ缶や古紙の回収で資金を得て、トイレトパーパーを各町内会の集会所に配付したり、花を植えるボランティア活動をしたり、テーブルマナー講習会を行ったりしたが、平成二六年（二〇一四）に解散した。老人会や青年団もなくなり、現在は消防団が残るのみであるが、消防団のOBで作る「白鳥愛山会しらとりあいざんかい」が麦栽培を行い、八月に尾崎で行われているカワカンジョー（川供養、第二編第二章第三節）の継承に尽力している。



写真 2-3 稲瀬川

## 第二節 共有財産と共同作業

### 地域の相互協力

地域社会では住民の暮らしを維持するために必要なものを共有したり、協力して作業を行ったりする。共有財産としては、前節で触れた区民館や区有林に加えて、用水路や道路・共同墓地・防災倉庫などがあげられ、そこに保管されている備品等も含まれる。そして、それらを維持管理するために共同作業を行う。例えば、共有地の草刈り（写真2-4）や河川清掃、道路の修繕などである。富士宮市域で特徴的なのは、朝霧高原の茅場かまばの火入れや、水の乏しい土壌で農業を行うために発達した多くの用水路の管理であろう。

また、かつては各家庭の生活を維持するために地域で共同作業を行うこともあった。農村地帯では、田植えなど人手が必要な時季には互いに労働力を貸し借りして作業を行った。あるいは、茅屋根の葺き替えには人手だけでなく多くの茅も必要となるため、集団で順番に葺き替えを行った。

本節では地域の共有財産がどのように管理運営され、またどのような共同作業が行われてきたのか、具体的に見ていきたい。

### 根原の茅場

根原は朝霧高原の北端に位置し、広大な茅場（ススキ草原）を有している。茅場はかつて朝霧高原全体に広がっていたというが、オーチャードグラスなど酪農のための外来牧草地の増加や常緑針葉樹の植林、茅場の管理の停滞などにより減少し、現在は「道の駅朝霧高原」西側から根原集落東側にかけて分布している（麻生 二〇一八）。このうち約一五二haが根原区財産区の所有となっており、明治二二年（一八八九）に旧根原村が上井出村に合併されるまでは旧根原村

時 期	作業内容
4月上旬	火入れ
7月	作業道の刈払い
10月上旬（防火線焼きの約2週間前）	防火帯の刈払い
10月下旬	防火線焼き
12月初旬～3月末	茅刈り

表 2-5 茅場管理の一年



写真 2-4 猪之頭共有地の草刈り



写真 2-5 朝霧高原茅場の火入れ（ハギリ棒での消火作業）

の共有地であった。なお、財産区は特別地方公共団体の一つで、市町村内の財産や公共施設を管理する機関である。富士宮市には市長を管理者とする北山財産区・白糸財産区・上井出財産区の三支部の財産区があるほか、根原区財産区・猪之頭区財産区・上井出区財産区のように区に属する財産区もあり、主に区有林の管理を行っている。

ススキは根原でさまざまに利用されてきた。茅葺き屋根や炭俵の材料としてはもちろん、甲州街道（中道往還）なかみちおうかん沿いの集落である根原では、馬草（馬の餌）としても欠かせなかった。そのために地元では三百年余りにわたって火入れを繰り返して草原を維持してきたと伝わっている。しかし平成一〇年（一九九八）ごろから、人手不足により国道一三九号東側の区域の火入れができなくなった。そこで、草原の自然環境の保全を目的として、平成一九年度から富士宮市が根原住民と共に火入れを実施している（写真2-5）。

火入れが行われるのは四月上旬である。全体の指揮をとるのは根原区長で、周辺を見渡せる場所を転々として火の広がり具合を確認しながら、風向きや風速を考慮して各所に指示を出す（根原区二〇一八a）。茅に火をつけることを「火を引く」といい、茅場の外周部から、また高い所から低い所に向かって、バーナーで火を入れていく。飛び火や残り火は、ジェットシューターやハギリ棒で速やかに消火する。ハギリ棒は一〜一・五mほどのヒノキの枝で、葉で抑えるように伏せて火を消す。そして、春の火入れ以外にも作業道の刈払いや防火線焼きなどの作業が必要となるため、表2-5のような年間スケジュールで茅場の維持管理を行っている。茅を刈るのは一二月下旬から翌年三月末までで、茅刈り解禁日は茅の乾燥の状態を見て根原区長が決定する（根原区二〇一八b）。

なお、平成二四年（二〇一二）三月には、根原区財産区のススキ

草原が文化庁の「ふるさと文化財の森朝霧高原茅場」に設定され、主に屋根材としての茅の安定供給を目的とした体制づくりがなされている。

### 猪之頭区財産区の区有林

区域の西側を山梨県と接している猪之頭では、県境となっている尾根から下が猪之頭区財産区の区有林である（写真2-6）。南側は白糸財産区・上井出財産区と境を接し、境にはヒバを植えたり、見通しで境を決めたりしている。以前は年配者が若者を山へ連れて行って境を教えることもあった。山林は昭和三〇年代までは落葉樹が多く、炭に焼いていたが、それ以降は炭の需要も減ったため、大部分は建材用のスギやヒノキになっている（中島 一九八八）。かつては一〇〇〇haの山林を一四の隣組や学校・消防分団・婦人会・神社・寺などに分け、植栽から伐採までそれぞれが管理していた。しかし、隣組として六、七カ所の山を管理し、下草刈りは年に二〇日以上実施したうえ、神社や寺の分まで氏子や檀家として管理を行うのは、住民にとって大きな負担であった。また近年、安価な輸入建材などにより木の価値が下がり、手入れをしなくなつて山が荒れてきたこともあり、一〇年ほど前から区が管理を行うようになってきている。財産区に關しては昭和三四年（一九五九）に定められた「富士宮市猪之頭区財産区隣組財産管理規定」に



写真2-6 猪之頭区財産区有地を示す看板

よって管理され、組員による区有林の売買や譲渡は禁じられている。共同墓地に関しても管理規定があり、区議会が運営している。

### 共有膳椀

婚礼や葬儀を自宅で行っていた時代には、人寄せの際に多数必要となる膳椀を地域で共有していた。例えば猪之頭の上村は県道を境に東組と西組に分かれており、膳椀も組ごとに所有する。保管場所は元集乳場の建物の内部を二分して棚を設けて椀小屋とし、鍵もそれぞれの組長が管理している。このうち西組の共有膳椀（写真2-7）の内訳は表2-6のとおりであった。

上井出の上原にも椀小屋がある。共有する膳椀や座布団・テーブルなどを格納する椀小屋が大正十一年（一九二二）三月三日に氏神の曾我八幡宮南側に建設され、昭和四五年（一九七〇）七月一日に移転新築されたという。備品の補充も共有地財産会計より支出している（木本 一九九三）。



写真 2-7 猪之頭上村西組膳椀

種類	大きさ (mm)	数
親椀	径 114 × 高さ 70 蓋径 89 × 高さ 23	30
汁椀	径 106 × 高さ 80	30
平椀	径 125 × 高さ 58	30
坪椀	径 98 × 高さ 68	30
古い平椀	径 129 × 高さ 66	17
折敷	幅 366 × 奥行 367 × 高さ 30	28
モロ箱	幅 600 × 奥行 301 × 高さ 73	10

表 2-6 猪之頭上村西組の共有膳椀



写真 2-8 埋樋改築記念碑（北山）

上稲子池ノ谷の後藤喜美夫氏（昭和三年生）によると、椀小屋には四〇人分の椀とともに、祭りに使う太鼓と鉦も保管してあるという。共有の建物としては「ツキヤ（つき屋）」と呼ぶ水車小屋が二カ所（上村と下村）あり、米や小麦、ソバを搗いたそうである。

### 用水路

富士宮市域では遅くとも戦国時代から用水路が作られ、灌漑用水や生活用水・防火用水、さらに現在では上水道の水源としても利用されている（表2-7）。これだけたくさん用水路が作られていることは、湧水が多く水の豊かなイメージに反して、地域の多くの地域が水に苦労してきた歴史を表している。河岸段丘上の畑より川が低いために目の前を流れていても川から水を引くことができなかったり、水の浸み込みやすい火山灰土壌では用水が保持できなかったりしたのである。そのため、用水路が沢の上を渡る「掛け樋」や地中を通る「埋め樋」などの工夫が随所で見られる（写真2-8）。

現在の用水路はコンクリートで固められ、水漏れの心配はなくなった。

北山用水（本門寺用水）は北山本門寺の願いを受けた徳川家康が井出志摩守正次に作らせたと伝わる。内野の横手沢で芝川から取水し、山宮用水・万野用水・外神用水・宮原用水などに分岐し、受益面積は一五〇haに及ぶ。現在、北山用水を管理する北山用水運営協力委員会は、北山一区～四区および山宮一・二・四区から選出された一人の用水委員によつ

番号	用水名	取水位置	取水河川名
1	人穴用水	猪之頭字笹峯	芝川
2	大橋用水	猪之頭字笹峯	芝川
3	中村用水	猪之頭字中村	芝川
4	足形下用水	内野字坂下	芝川
5	内野用水	内野字北谷戸	芝川
6	北山用水	内野字鍋久保	芝川
7	半野用水	内野字和田川原	芝川
8	原用水	原字山神	芝川
9	上井出用水	上井出字芝川	芝川
10	狩宿用水	上井出字滝元	芝川
11	大堰用水	上条字半居	芝川
12	中堰用水	上条字水ノ口	芝川
13	新堀用水	精進川字徳瀬	芝川
14	代官寺用水	精進川字川欠	芝川
15	長瀨用水	精進川字前田	芝川
16	安居山用水	猫沢字清水	芝川
17	三区用水	上柚野	芝川
18	久保用水	西山片熊	芝川
19	鈴又用水	西山小森	芝川
20	阿原口用水	青木字東谷戸	潤井川
21	野中用水	大中里字東田	潤井川
22	山本谷戸用水	山本字谷戸	潤井川
23	木ノ行寺用水	小泉字木ノ行寺	弓沢川
24	桜田用水	小泉字タヤ	弓沢川
25	みず久保用水	青木字西山	大堰川
26	なが貫用水	長貫	富士川
27	かぎ風祭用水	淀師字波沢前	風祭川
28	新堀用水	猫沢	猫沢川
29	大久保用水	西山	西山発電所
30	は羽耐用水	西山	安居山用水
31	え江柏用水	青木字中川原	足取川
32	黒田用水	黒田字泉	ほうべ川
33	した下堀用水	西山	三沢川
34	ほら洞堀用水	下条田尻	三沢川

表 2-7 富士宮市の主な用水  
小学校社会科地域学習資料『ふじのみや』より作成。



写真 2-9 北山用水の草刈り

て構成され、そのうち五人を水路看視係として水利調整や修繕を行う。また年二回本流を止水し、三月第二日曜日に土砂清掃、七月最終日曜日には草刈りを区民総出で実施する（写真2-9）。北山用水の恩恵を受ける集落が協力して維持管理しているのである。なお、令和五年（二〇二三）には北山用水が「世界かんがい施設遺産」に登録された。

特に下流地域の人々にとっては、十分な量の用水が確保できるかは死活問題であった。そのため水不足の時にはたびたび水争いが起きたという。万野は水が浸み込みやすく地下水にも恵まれない土地柄だった。万野用水は北山用水から分水した山宮用水を利用してはいるが、通水には非常に苦勞した。山宮小学校近くの分水地点には、かつて万野の人たちが水を盗られないよう見張りに来ていて、「万

野番」と呼ばれていたという。内房でも干ばつ時には水争いがあり、集落ごとに水の番が立てられたというが、ダイナ台風（一九五二年）の後は用水路が整備されて漏水もなくなり、川の勾配を緩やかにするための堰堤も作られて水争いはなくなった（東京学芸大学岩田研究室 一九九九）。

渋沢用水は富丘小学校（淀師）近くの渋沢の湧水を集めて大宮の市街地へ送っており、渋沢用水より上は畑、その下は田んぼだったという。『大宮町誌』には江戸時代に大宮と淀師の間で交わされた取り決めが多数掲載されている。樋の寸法や水路破損時の修繕の担当、砂浚いの区域などが細かく定められており、水をめぐって争いや話し合いが繰り返されてきたと思われる。現在、春に水路掃除を行、大雨の時は水路係が水量を調節する。

杉田も水が乏しい土地で、灌漑用水だけでなく、生活用水にも苦  
 労した。杉田用水は杉田滝ノ上の湧水を水源としており、安養寺の  
 恩智養宗和尚が文久二年（一八六二）に隧道を完成させたと伝わる。  
 杉田久保と久沢新田（富士市）が水利権を持つており、安養寺の貯  
 水タンク内が上下に分かれ、上が久保、下が久沢新田へと流れるよ  
 うになっていた。昭和二八年（一九五三）に杉田新屋敷までパイプ  
 を延ばした。この用水は水量が少なかったが、杉田に上水道が通っ  
 たのは昭和三八〜三九年であったので、それまで久保ではこの簡易  
 水道だけで生活していたという。貯水タンクに最も近い渡邊家（屋  
 号「久保のシンヤ」）では、冬に水量が減ると一番先に水がなくなっ  
 てしまう。すると、渡邊家が預かっているバルブ（写真2-10）で  
 タンクの水を止めて取水制限をしたという。渡邊家の娘である杉田  
 みち子氏（昭和二七年生）によると、水の少ない杉田では、普段か  
 ら桶に溜めるなどして、水を大切にしていたという。

同じ杉田の新梨と大宝坊では、「新梨・大宝坊水道組合」が組織



写真 2-10 杉田用水貯水タンクのバルブ  
 (杉田みち子氏保管)



写真 2-11 湧水地の清掃 (杉田)

され、令和五年時点で新梨九軒・大宝坊八軒の計一七軒が加入して  
 いる。「杉田の水飲み場」を水源とし、貯水タンクを設置してパイ  
 プで水を引いて農業用水として使用している。パイプができた昭和  
 三五年ごろまでは竹のトヨ（樋）を用いていた。トヨが外れたり割  
 れたりして水が止まると、漏水箇所を皆で探したという。三月には  
 水源脇のカシの木の木根元にある水神の祭りと同時にタンクやパイプ  
 周辺の清掃を行う（写真2-11）。タンク脇には弘法大師が祀られ、  
 「大正二年三月二十一日 新梨組合建之」の銘がある。

### ユイと茅無尽

昭和三〇年代まで、田植えなど一度に大勢の人手が必要な農作業  
 を仲間で行うことがあった。この仲間をユイといい、労働力を人数  
 と日数で数えて貸し借りした。

内房ではユイは隣組単位で行われた。馬は人間二人分に当たり、  
 馬を二頭借りた場合には、馬を操る人一人分と合わせて三人分の労  
 働力を返した。また、例えば自分の家が二日間人手を借りたのに、  
 相手の家の作業が一日で終わった場合は、一日分をお金で返したと  
 いう（東京学芸大学岩田研究室 一九九九）。

淀師では労働力を返すことを「ユイ返し」といい、もともとは労  
 働力を金銭や物で返すことは許されなかったが、ユイ返しができな  
 い家が次第に増えて、金銭で支払う「農払い」が行われるようになっ  
 ていった（淀師区誌編集委員会 二〇〇〇）。

茅屋根の葺き替えも人手が必要な作業である。猪之頭では「茅  
 無尽」といって、仲間で茅を一駄か二駄ずつ集め（一駄は馬一頭  
 で運べる量で六〇kg前後）、毎年何軒かずつ順番に葺き替えを行っ  
 た。しかし、トタンが普及するにつれ、茅屋根は姿を消した（中島  
 一九八八）。

## 第三節 親族と同族

## 親戚とイットー

血縁や婚姻で結ばれた関係を親戚と呼ぶ。親類ともいうが、最近では親戚という語の方がよく使われる。親戚の付き合いは、例えば結婚式や葬式への参列、盆暮れの挨拶などにあらわれる。しかし、どこまでを親戚と考えるかは個人差があり、また近年はその範囲が狭まる傾向にある。

一方、家同士の関係を表す語として、一族の元の家である本家をオーヤ（大屋）といい、オーヤから分かれた家をシンヤ（新屋）やインキョ（隠居）という（写真2-12）。内房うちぶか一区では長男夫婦に家督を譲る際、両親が次男以下を引き連れて別棟に移り住み、やがてそのまま新たな分家となることが多く、そのような形で分家した家はインキョヤという屋号で呼ばれることが多いという（東京学芸大学岩田研究室 一九九九）。

また、本家・分家関係にある一族全体をイットー（一統）と呼ぶ（写真2-13）。同じ姓でも別のイットーの場合には「筋が違う」といい、自分のイットー以外を丁寧な「ゴイットーサン」と呼ぶこともある。富士宮市域では、イットーが先祖を共通にした子孫同士であるという認識はあるものの関係は比較的希薄で、イットーで特別な行事を行うことは多くない。次に、数少ないその事例を紹介する。

## 同族の祭り

内房は集落ごとに同じ姓の家がまとまっていることが多く、例えば仲なかでは三〇軒のうち二七軒が望月姓であるため、お互いを屋号で呼び合う。屋号は本家・分家関係や本家から見た位置などに基づくことが多い。また、山口の常盤イットーや瓜島うりじまの佐野イットーは「武



写真 2-12 「大屋」を示す墓（内房）



写真 2-13 「一統」と記された石柱（杉田）

田おちうどの落人」が定着した一族と伝わり、甲斐かい（山梨県）との関係が語られる。内房ではイットーの結びつきも強く、瓜島では深澤イットーが「おそっさん」を祀り、佐野イットーが諏訪大明神すわだいみょうじんを祀っている。おそっさんとは、お祖師様、すなわち日蓮宗開祖の日蓮を指す。一方、尾崎おさきでは遠藤姓が多く、その中で上り藤の家紋を持つ一族一二軒（かつては一四軒）が遠藤八幡を祀っている。同じ遠藤姓でも下がり藤の一族は参加しない。その祭祀状況を見てみよう。

尾崎北交差点の脇に祀られる遠藤八幡は「遠藤ガミサマ」とも呼ばれる。この場所には昭和五四年（一九七九）まで集会所や消防ポンプがあり、尾崎町内会の中心であった。二基の石祠せきみと「遠藤氏

先祖代々墓」(享保一五年)があり、石祠には銘文が無いが、祭日の幟によって八幡大菩薩と老婆大善神を祀るものであることがわかる。毎年四月中旬に行われる祭りでは、三軒ずつが当番となり、幟立てと供物の準備を行う。本成寺住職(日蓮宗)が石祠に向けて読経を行い(写真2-14)、題目を唱える間に参拝者が線香を手向ける。さらに代々墓にも住職が読経を行い、最後にも皆でお神酒をいただく。



写真 2-14 遠藤八幡の祭礼 (2024年4月14日)

このような同族信仰は、静岡県内では榛原郡川根本町梅地の山の神祭祀や伊豆市原保の同族講など報告事例は少ないが、甲州・信州・北関東では広くみられる(静岡県 一九八九・一九九三)。例えば山梨県北杜市須玉町では、マキ(一族)ごとにイエージン(祝神)を祀り、三月初午にオヒマチ(お日待)をする(山梨県 二〇〇三)。実施形態には違いもあるが、同族の祭りとして遠藤八幡の類似例と言えるであろう。

## カネオヤと子分

血縁は無いが結婚に際して仲人とは別に擬制的な親子関係を結び、生涯にわたって親戚のような付き合いをするカネオヤ(鉄漿親)あるいはオヤブン(親分)、オヤ(親)と呼ばれる習俗があった。内野の佐野喜三氏(昭和五年生)によれば、結婚に際して嫁方婿方

双方に立てる「世話人」夫婦とは別にカネオヤ夫婦を一組立てた。結婚する本人はコブン(子分)あるいはコドモ(子供)と呼ばれた。カネオヤは子分にとつての後見人のような役であったという。

下条出口の佐野寅雄氏(昭和三年生)のカネオヤは富士正酒造の「親父」で、結婚式に出てもらい、息子の名付け親にもなってもらった。富士正の当主は地域の顔役で、出口では富士正にカネオヤを頼む人が多かったという。また、星山の深澤鈴子氏(昭和二年生)によれば、先代夫妻が多くの「仲人」を務めたので大勢の子分があり、子分は先代夫妻を「お父さん」「お母さん」と呼び、葬式や田んぼなどを手伝いに来てくれたという。この場合には仲人が子分のオヤとなっている。一方、上井出の木本家では「先代から子分は自分の子供同様にお付き合いするように言われ守ってきた」と弥太郎氏(当時八六歳)が自著『人迹の記録』に記している。弥太郎氏は三六組の「結婚仲立ち」を務めた。これらの事例では地元の旧家がカネオヤあるいは仲人を依頼されている。

しかし、『神田区誌』では昭和初年の婚礼について、仲人とは別に近所の親しい人か親戚を「親分」に立て、「将来にわたって嫁の力になってくれる」人だとしている。オヤに求められるのは家柄や経済力とは限らず、付き合いの深さが重視される場合もあった。いずれにしても子分の幸せを願って結ばれた関係であったことに変わりはないであろう。

カネオヤの制度はかつて駿東から富士川流域に広くみられ、市域では内野・下条・杉田・上稲子で存在が確認されていた(静岡県 一九九三)。しかし、平成一一年刊行の『淀師区誌』は「カネ親」を「今は全くその必要がなくなった形式上の役」としている。現在では仲人や世話人も立てなくなり、結婚は家同士の結びつきよりも個人の相性を重視するようになってきている。

## 第四節 青年団

## 若者組の活動

内房相沼の富士浅間神社にある文化元年（一八〇四）の石灯籠には「施主当村若者中」と彫られている（写真2-15）。旧相沼村の青年たちが協力して寄進したものであろう。市内にはこのような「若者」「若衆」と彫られた石造物が四四基ある（表2-8）。最も古いものは寛延二年（一七四九）に建造されており、遅くともこの頃にはムラ（村落）の青年たちの組織が存在したことが知れる。この組織は「若者中」「若衆組」「若衆仲間」などと呼ばれ（以下「若者組」と表記する）、ムラに在住する男子は一定の年齢（多くは一五歳や一七歳）に達すると加入し、二五歳または三〇歳、あるいは結婚するまで、仲間と共に活動した。

天保一四年（一八四三）から文久三年（一八六三）に大宮町の横関家当主が記した『袖日記』にも「若イ者」「若イ衆」がたびたび登場する。彼らは浅間神社（現富士山本宮浅間大社、以下「浅間大社」）の流鏝馬祭と御田植祭に俄（芝居）を催したり屋台を出したりしていた。当時の若者組の主な活動は祭りや警戒で、ムラの組織の一つとして公的な活動を担っていた。

また、安政五年（一八五八）には連雀・青柳・新宿・伝馬（現東町）で「若者議定書」（市所蔵）が作成されている。博打や喧嘩の禁止、俵約、近隣村との付き合い方など、「若者」が守るべきルールや心掛けるべき事柄が示されている。そして、その後の一〇年間に仲



写真2-15 若者中が寄進した相沼の石灯籠（台座部分）

間に加わった者たちの署名が見える。若者組には若者を訓練して成長を促し、一人前の社会人に育てるための仕組みがあった。

## 若者組から青年団へ

旧内房村の各集落にも江戸時代には「若衆仲間」あるいは「若衆連」と呼ばれる組織があった。先述した相沼の「若者中」もそれらのうちの一つであろう。これら従来の組織を基盤として、明治四三年（一九一〇）四月二三日に内房青年会が設立された。さらに大正二年（一九一三）には組織改編が行われ、学術部・農業部・体育部・風紀部・非常部の五部が置かれた。『内房村誌』によれば、当時の内房青年会は村内の一五歳以上三〇歳以下の男子で構成され、特別会員や名誉会員を含めた会員数は四五〇人以上であった。

大宮町でも明治四二年（一九〇九）に青年会が発足し、大正五年（一九一六）九月に青年団と改称された。翌大正六年一〇月一日から施行された大宮青年団則によれば、当団の目的は「団員ヲシテ忠孝ノ本義ヲ体シ智徳ヲ涵養シ心身ヲ鍛錬シ以テ健全ナル国民善良ナル公民タルノ素養ヲ得シムル」こと、すなわち心身ともに健全な国民を育成することとされた。正団員は「大宮町字大宮内二居住スル男子」で義務教育を修了した者および同年齢（一二歳）以上二五歳未満の者とされ、役員として団長・副団長・幹事長・幹事・班長・評議員・顧問・植林委員を置いた。大正八年（一九一九）ころの会員数は七四一人で、植林の経営、桑園・茶園の耕作、秋冬両季の消防夜警、里道・水路の修理、補習教育の奨励、巡回講演会、討論会、図書回覧、団体見学、教練朝起会などを行ったという（大宮町 一九三〇）。

このように、明治期から大正期にかけて若者組は青年団（大正初期までは青年会）へと改編されていった。その背景には日露戦争（明治三十七年（一九〇四）二月～明治三十八年九月）の影響がある。この戦争における若者たちの銃後活動（直接戦闘に加わらない戦争支援の活動）に着目した政府は、若者組を「風俗ノ矯正、智徳ノ啓発、体格ノ改良其ノ他各種公益事業ノ補助」を目的として「誘致指導」するよう指示を出した。静岡県でも明治三十九年（一九〇六）、青年会の夜学会や体育、軍事後援活動（補助労働・献金）などを推し進めて「青年修養の機関」としていく方針が示された。その結果、若者たちの活動には奉仕作業や軍事後援事業、文化・娯楽的活動が加わることとなったのである（静岡県 一九九三）。

### 昭和初期の青年団活動

昭和戦前期の青年団活動については、各区誌の記録に詳しい。例えば『日の出二区区誌』には、大正末から昭和初めの大宮町青年団瑞穂分団の役員名簿と主な活動が載っている。整理すると次のような内容である。

- ① 敬老会や体育大会など地域行事の実施や参加
- ② 伊豆震災など災害への対応（救援活動と義援金募集）
- ③ 富士山表口の清掃などの奉仕作業
- ④ 火の番（一二月から三月まで月四回の巡回）
- ⑤ 秋祭りほか祭り（昭和八年皇太子ご誕生と昭和一〇年曾我祭り）の実施とそのためための費用の積み立てなど

番号	種別	所在地	造立年	西暦	刻文（一部）
1	灯籠	上井出	寛延 2	1749	施主 新田若衆中
2	庚申塔(青面金剛)	山宮	明和 6	1769	中沢村若者
3	馬頭観音(像)	大鹿窪	享和元	1801	世話人 三澤村 若者中
4	灯籠	内房	文化元	1804	施主 当村若者中
5	灯籠(残欠)	大中里	文化 2	1805	世話人 時之若者
6	灯籠	鳥並	文化 3	1806	若者中
7	灯籠	内房	文化 5	1808	願主 若者中
8	灯籠	内房	文化 8	1811	施主 当村若者中
9	灯籠	野中	文化 9	1812	若者
10	灯籠	北山	文化 10	1813	貫間邑 若者中
11	灯籠	長貫(橋場)	文政 3	1820	当村 世話人 若者
12	灯籠	長貫(橋場)	文政 3	1820	当村 世話人 若者
13	灯籠	北山	文政 4	1821	抜間村世話人若者中
14	灯籠	沼久保	文政 6	1823	世話人 当村若者中
15	灯籠	沼久保	文政 6	1823	世話人 当村若者中
16	灯籠	大中里	文政 7	1824	施主当村和讃講若者中
17	灯籠	内房	文政 8	1825	世話人村中 施主 若者中
18	灯籠	沼久保	天保 3	1832	世話人 当村若者中
19	灯籠	沼久保	天保 3	1832	世話人 当村若者中
20	灯籠	粟倉	天保 9	1838	上下氏子 願主若者中
21	灯籠	北山	天保 9	1838	村若者中
22	灯籠	北山	天保 10	1839	村若者中
23	灯籠(常夜灯)	青木	天保 11	1840	当所 若者
24	灯籠	原	天保 11	1840	原村若者中
25	灯籠	長貫(川合)	天保 11	1840	氏子 若者中
26	馬頭観音(像)	山宮	天保 13	1842	若者中
27	灯籠	大中里	天保 14	1843	氏子 若者
28	灯籠	大久保	天保 14	1843	当村若者中
29	灯籠	上井出	弘化 3	1846	上井出宿 世話人若者中
30	灯籠	上井出	弘化 3	1846	上井出宿 世話人若者中
31	石祠	精進川	嘉永 2	1849	若者中
32	灯籠	原	嘉永 3	1850	原村若者中
33	灯籠	原	嘉永 3	1850	原村若者中
34	灯籠	大鹿窪	安政 4	1857	大鹿村若者中/世話人村若者
35	灯籠	大鹿窪	安政 7	1860	若者中
36	灯籠	猪之頭	文久 2	1862	世話人 若者中
37	灯籠	山宮	文久 4	1864	商人中 若者中
38	手水石	阿幸地	明治 23	1890	若者
39	旗立石	猪之頭	明治 34	1901	世話人 中組若者一同/中組若者講中
40	旗立石	猪之頭	明治 34	1901	世話人 中組若者一同
41	旗立石	猪之頭	明治 34	1901	大橋若者中
42	旗立石	猪之頭	明治 34	1901	大橋若者中
43	旗立石	猪之頭	明治 34	1901	大橋若者中
44	旗立石(残欠)	猪之頭	明治 40	1907	世話人 若者中

表 2-8 若者・若衆の刻字がある石造物

(注) 刻文は「若者」「若衆」を含む部分を抜粋した。対の灯籠などで一方のみに「若者」とある場合、刻文のない方は掲載していない。また旧字は新字に改めた。

また、大正一五年（一九二六）の瑞穂分団の役員には、団長一人・副団長二人・会計幹事長一人のほか「十一月役員」として書記一人・幹事六人の名がある。当時も浅間大社の秋祭りが青年団活動の中で主要な位置を占めていたことが推察される。役員改選も一月祭典終了後に行った。

『杉田区誌』には昭和七年（一九三二）から一五年（一九四〇）までの杉田六分団の事業として、青年団の山林「霧が久保」の下の草刈りおよび枝打ち、道路の補修作業、子安神社・浅間神社・雲切り不動尊・夜学堂の掃除、祭典の夜警、武運長久祈願、体育振興などがあげられている。この「霧が久保」のように、富士宮市域では青年団による山林管理が行われた。所有権は区や氏神が持っている場合もある。大宮町は明治三三年（一九〇〇）から北山村山宮字高戸付近の草原に植林を行い、その作業を大宮町青年団に委託して、伐木収入も町内各青年団に分配した。山本では、この収益金と県知事からの交付金を充てて「山本勘助誕生之地」の碑が大正一三年（一九二四）一二月に建立されたという。先に見たように、大宮青年団には「植林委員」という役職があった。宮原の青年も、敬老会での田舎芝居や祭礼時の幟旗立て・提灯飾り、出征兵士の見送りなどの活動に加えて、区有林と氏神林の下草刈りを行った。

また戦時下では、ムラの青年層が減少したうえに、青年団活動には出征兵士の見送りや戦没者の出迎え、勤労奉仕なども加わったので、彼らの負担は相当に大きかったものと思われる。宮原区では女子青年が中心になって千人針を行った。女子青年は青年に比べて公的な役割を担うことは少なく、序列もそれほど厳しくはなかった。青年と一緒に祭典の準備をしたり、銃後支援活動を行ったりした。

なお、戦前期に青年団へ入団する際には次のような儀礼があった。杉田では青年団に入団するには世話人が必要で、正副分団長と班長

六人で入団を決定し、夜学堂で団員全員に発表された。また大和では、酒一升を持って団長に挨拶に行くのが習わしで、一七歳の元服頃より入ることができたという。一人前として認められて初めて青年団への加入が許されたのである。

### 戦後の青年団活動

戦時中は団員が出征して青年団の実質的な活動は停止していたが、戦後改めて青年団が設立され、地域の復興に貢献した。神立では昭和二年（一九四六）春に青年団が結成された。当時の後見役は五人で、一月一四日のどんどん焼きの後に行われる初集会で団長・副団長が交代して旧団長らが後見に加わり、年の順に抜けていくという習慣だった。青年団の主な活動は祭りの運営で、一月の浅間大社の秋祭りでは屋台の曳き回しや手踊り・囃子を行い、七月の道祖神の祭典と一月のどんどん焼きでは、青年がザルを持って各戸を回り、賽銭を集めた。また終戦翌年から、焼失していた屋台の建造や公民館の建築などを行い、青年団が区の復興に大きな役割を果たしたが、やがて一月の祭典だけが青年団の活動となってしまった。なお、神立の道祖神の祭典は現在、道祖神フェスティバルとして復活している。

大和でも昭和二年（一九四七）四月に大和青年団が結成され、祭り以外にも区行事への協力や夜警、体育行事などを行い、昭和二年（一九五二）の公会堂建設の原動力ともなった。また山本では、昭和二〇～二二年ごろは文化部・体育部・演芸部・農事部などに分かれて活動したという。宮原では田舎芝居の上演や相撲大会の実施、市民体育大会への参加、キャンプなどの団員交流行事が行われ、淀師では出水の観音様の祭りに本格的な舞台を作って、青年団員たちが日本舞踊や舞台劇、オペラなどさまざまな演芸を行ったと

いう。

このように、青年団は終戦間もない時期に復活して積極的な活動を行っていた。しかし、昭和三〇年代以降は高度経済成長に伴って若者の都市部への流出が進み、活動が縮小されていった。浅間大社の秋祭り（現富士宮まつり）が低迷していたのもこの頃である。後述する西富士青年クラブのように独自の活動をする団体や一時的に青年団を再結成した区もあったが、青年団の多くはこの時期に団員を失って解散した。かつて青年団が担っていた役割は、祭りに限定されて区の青年部や祭典委員などに受け継がれている。

### 青年団の思い出

青年団の多くが解散して半世紀以上が経ち、その経験を語ることでできる人は少なくなっている。そこで、断片的ではあるが、青年団について語ってくださった方々の思い出を記録しておきたい。

内野の佐野喜三氏（昭和五年生）は学校を卒業すると同級生の仲間でワカイシュ（若い衆、青年団のこと）に入った。現在も続く盆踊りは昭和二一年にワカイシュが企画して始めたものである。盆踊りをした後に行うカワカンジューは、子どもの頃は竹の造り物に火を点けて流すだけだったが、戦後になってワカイシュが川の中を曳き回すようになった（第二編第二章第三節）。その頃は灯籠流しも行っていた。喜三氏は白糸青年団に所属しており白糸小学校の運動場で行われた青年の運動会では、内野・半野・原の三区対抗で競ったという。また、喜三氏が自宅で挙げた結婚式は、一番座・二番座・三番座と三回に分けて行い、三番座には「ワカイシュ呼び」といって自分の仲間を招待した。

杉田の上杉善久氏（昭和一一年生）は小・中学生の頃に青年団の運動会を見に行った。「見よや杉田の健男児…」と応援歌をうたい

ながら応援した。高校を卒業すると間もなく、青年団長から入団の勧誘があった。昭和三二年（一九五七）ごろに入団し、数年後に青年団長を務めたが、当時すでに青年団活動は下火になっており、活動は祭りでの余興と旅行程度で、運動会にも一部の人が行くだけだった。善久氏は三八歳で結婚してすぐに退団した。石川英典氏（昭和二三年生）は一九歳か二〇歳の時に杉田青年団に入ったが、一年間くらいしか活動ができず、青年団は昭和四三年（一九六八）ごろに解散した。

内房尾崎の遠藤忠司氏（昭和一六年生）には青年団活動の経験はないが、かつて投げ松明とカワカンジュー（川勧請、川勧頂）は青年団が中心になって行い、それを六年生の頃から手伝っていた。青年団は昭和三五年（一九六〇）ごろに解散したのではないかという。根原の松下克己氏（昭和二四年生）は朝霧高原入植者の二世で、西富士青年クラブに所属していた。同クラブは昭和三九年（一九六四）に発足し、盆踊りや旅行、成人祝賀会などの地域行事を実施し、また市内青年団との交流や富士宮・芝川の農業関係者との情報交換も行ったという。入植一世の故郷である長野県阿南町の盆踊りを練習したり、阿南町へホームステイに行ったりと、開拓地域特有の活動もあった。



写真 2-16 昭和 30 年子安神社祭典（『杉田区誌』より引用）

## 第五節 講

## さまざまな講

ある目的を達成するために集う仲間を講という。その目的は信仰活動や経済的相互扶助、同業者や同世代同士の協力などさまざまである。富士宮市域には子安講・山の神講（山の講）・十二日講が広く分布し、秋葉講・庚申講・観音講・甲子講などもあった。多くは班（組）単位で行われ、当番宅に集まって営まれてきた。すでに解散した講もあるが、講中（講に加入している人たち）によって建てられた題目塔や庚申塔、甲子塔などの石造物は市内各所に見られ、かつてはさかんに講の活動が展開されていたことが知れる。本節ではその一部を紹介したい。

## 子安講

杉田にある子安神社は江戸時代から周辺地域に広く知られる安産の守護神であった。明治・大正期の民俗学者である山中共古は、この神社の縁日が正月・三月・一〇月の一〇日、富士郡で広く信仰されて子安講として女性が集会をしており、鈴川（富士市）には子安講が建てた天保九年（一八三八）の石碑があると記している（山中二〇〇〇）。また「精進川村久保地女中」から奉納された絵馬には、女性たちが連れだつて子安神社に参詣する様子が描かれている。（写真2-17）。富士宮市域で「子安さん」として祀られている神仏には鬼子母神（黒田や山本）・地藏（内房の廻沢）・観



写真 2-17 杉田子安神社の参詣絵馬  
（部分、中村羊一郎氏提供）

音（上稲子）などもあるが、杉田子安神社の掛軸を掛けて祀る講が多い。例えば万野原新田では一月・三月・一〇月の九日夜、女性たちが当番の家に米三合ずつを持ち寄る。床の間に杉田子安神社の掛軸を掛けて拝み、油揚げと人参入りの醤油味のご飯や豆腐の味噌汁などのご馳走を食べた。昭和十一年（一九三六）に山宮から嫁入りした女性は自家の姑に連れられて参加したという（万野区誌編纂委員会 二〇〇一）。半野では講の時、「子安大明神」と書かれた赤い幟旗を当番宅の門口に掲げた。山本では三月と一〇月の九日、内房の相沼では一月と一〇月の九日に講を行い、講の翌日（すなわち縁日である一〇日）に杉田の子安神社に参拝した。宮原でも当番が地元の子安さんか杉田の子安神社に代参した（実施日は不定）。また、西山の蒲沢では杉田子安神社の掛軸（文政六年（一八二三）一〇月一〇日）を拝む際に「南無妙法蓮華経」と題目を唱えていたという。

杉田久保の子安講は新型コロナウイルス感染症拡大で一時は休止状態となったが、復活した。三月の子安神社祭日の頃に公会堂に集まり、杉田子安神社の掛軸に供物を供え皆で拜んで会食をしている（写真2-18）。本来の目的よりも飲食主体になった講が、「食い講」と言ったりもするが、仲間との交流は講の重要な要素でもあるだろう。



写真 2-18 杉田久保の子安講(2024年4月27日)

## 山の神講

子安講が女性の講であるのに対して、山の神講は男性が主体の講である。山の神に山仕事の承認を請い、安全を祈願する。『平野区誌』によれば、熊久保では一月・八月・十一月の一六日夜に山の神講が行われた。男衆がもち米五合ずつを持ち寄って餅つきをし、大石寺日開上人を御本尊として安全祈願の題目を唱えた。翌一七日は外仕事をしなかったという。

杉田の新梨では、現在でも一月と一〇月に男性だけで山の神講を行っている。当番は保管していた灯籠と供物を山の神の祠に供え、竹で弓矢を作って東向きに立てる(写真2-19)。以前は当番宅(のちに集会所)で「前夜祭」を行い、翌朝に山の神に参拝した。前日の飲食がなくなった現在は、祭り当日の朝に全員で祠に参拝したのち、その場でお神酒とつまみをいただく。身内に不幸があると「ボクがかかる」といい、一年間は祭りに参加しないという。ボクとは忌服のことで、死の穢れがかかっているので神事に関わらないよう



写真 2-19 杉田(新梨)の山の神講で奉納された弓矢と灯籠(2024年1月14日)

にするのである。

## 十二日講

日蓮宗では宗祖日蓮の命日にあたる一三日の前夜をお逮夜といい、十二日講という題目講を営む。『沼久保区誌』によると、沼久保の船場はほとんどが日蓮宗の檀家で、一班では正保二年(二六四五)の曼荼羅(掛軸)と団扇太鼓と預金通帳を回している。それらが回ってきた当番宅に一二日夜、女性たちが集まり、曼荼羅に線香・花・供物を供え、団扇太鼓を打ちながら題目を唱える。唱え終わるとまず旅行のための積立金を集め、楽しく歓談する。信仰によって結ばれた十二日講は、班の女性たちの親睦を深める場でもあった。

なお、現在の十二日講には女性が参加している場合が多いが、青木や野中などではかつて男性の講であった。

## 秋葉講

秋葉三尺坊を火伏の神として祀る秋葉信仰は貞享二年(一六八五)に東海道一帯に流行し、さらに全国に広がった。富士宮市内でも、代参者が御札を受けてくる秋葉講が内房などで行われ、根原・猪之頭・青木などには石造物(多くは石灯籠)が残る。

粟倉の石原には秋葉講があり、二月一五日・一六日に行われる静岡市清水区の秋葉山の例祭に代表が参拝し、本坊峰本院から集落の軒数分の御札を受けてきて、正月の初常会で各戸に配布する。また旧暦二月八日には「番屋」と呼ばれる小屋の模型を造り(第二編第二章第一節)、その中にも秋葉さんの御札を納める。この番屋はかつて大坂平という場所にあった火の番小屋の名残だという。